

保育士等派遣業務委託実施要項

1 目的

市立認定こども園等へ保育士等（保育士、保育教諭及び子育て支援員をいいます。以下同じ。）の派遣業務を行うことが可能な事業者を公募する。また、安定的かつ迅速に保育士等を確保するため、契約単価を統一し、複数の事業者と契約を行う。

2 募集対象業務

(1) 業務名

保育士等派遣業務

(2) 業務内容

「保育士等派遣業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで。

(4) 履行期間

令和5年8月1日から令和8年3月31日まで。

(5) 契約単価

1時間当たりの契約金額は、次に掲げる職種ごとに予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行ったものを決定業者とし、同価格で契約が可能な者全てと契約するものとする。

保育士及び保育教諭

子育て支援員

(6) 派遣人員総数

5人（1社当たりの上限人数はない。）

※派遣時間により、人数の変動がある。

(7) 特記事項

本業務の派遣労働者への1時間当たりの賃金は、次の金額を上回ること。

保育士及び保育教諭 1,403円

子育て支援員 1,069円

3 参加資格要件

次に掲げる資格要件のすべてに該当し、かつ本市が認めた者であること。

基準日については、契約開始日までとする。

(1) 本契約の締結時において、本市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(2) 厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けていること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けていない者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 令和 2 年度以降において、近畿 2 府 4 県の保育施設との間に、保育士等の労働者派遣契約の履行を完了した実績があること。
 ※履行実績の有無は、事業者単位で判定する。当該事業者の本市入札参加有資格者名簿の登録が本社・本店であるか支店・営業所等であるかを問わない。
 ※本条件の期間には、履行完了日が当てはまればよく、契約締結日はこの限りでない。
 ※本条件に該当する履行実績を証する書面（契約書等）の写しを添付すること。

4 スケジュール

下表のとおり。なお、各実施日については、事務の都合上変更する場合がある。

項目	年月日等
募集開始	令和 5 年 7 月 14 日
質疑提出期限	令和 5 年 7 月 21 日 午後 3 時
質疑回答期限	令和 5 年 7 月 25 日 午後 5 時
参加申込書類提出期限	令和 5 年 7 月 27 日
参加資格確認結果通知	令和 5 年 7 月 28 日
見積書提出期限	令和 5 年 7 月 31 日 午前 10 時
契約開始日	令和 5 年 8 月 1 日

5 手続概要

- (1) 募集実施要項等の周知及び入手方法

【募集期間】令和 5 年 7 月 14 日（金）～令和 5 年 7 月 20 日（木）

市ホームページにて募集するため、ダウンロードすること。

(2) 質疑の受付

【受付期間】令和5年7月14日（金）～令和5年7月21日（金）午後3時必着

【提出方法】様式3「保育士等派遣業務委託に係る質問書」に内容を簡潔に記載し、
電子メールにて提出すること。

なお、質問書以外での問合せは、一切受け付けない。

メールアドレス：Mori_jinji@city-moriguchi-osaka.jp

【回 答】令和5年7月25日（火）午後5時までに市ホームページにて回答を
掲示する。

(3) 参加申込書類の提出

【受付期間】令和5年7月14日（金）～令和5年7月27日（木）午後5時必着
※土日祝除く。

【提出先】 守口市役所総務部人事課

〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5

【提出方法】郵送のみ（書留やレターパック等により提出期限までに必着のこと。）

【提出書類】 1 参加申請書（様式1）
2 見積書（様式2）
3 許可登録（免許）証明書等の写し
4 令和3年度から令和5年度の人材派遣の実績のわかる契約書の
写し（2団体分。既に履行したものに限り。）

6 見積参加資格確認

(1) 資格確認

参加申込書類に基づき確認し、適当と判断された場合は、見積提出可能業者として
決定する。参加者から、複数の事業者を参加者として決定する場合もある。

なお、確認に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 結果の通知

結果は、令和5年7月28日（金）までにメールで送付する。

7 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

8 その他留意事項

(1) 留意事項

ア 本件の参加に係る経費は、全て参加者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出後の書類の内容変更は、認めない。(軽微な修正を除く。)

エ 提出された書類は、本市情報公開条例等の規定に基づき、公開する場合がある。

(2) 長期継続契約

地方自治法施行令第167条の17及び守口市長期継続契約に関する条例第2条第3号に基づく長期継続契約

本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、守口市役所はこの契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る守口市役所の歳出予算において減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者は変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

。

9 問合せ先及び書類の提出先

守口市役所総務部人事課

〒570-8666

電話番号 06-6992-1408 (直通)

ファクス 06-6994-1691

メール Mori_jinji@city-moriguchi-osaka.jp